

## 春日井市藤山台中学校区旧小学校施設活用検討懇談会

## 1 趣旨

藤山台中学校区における旧小学校施設の活用方策について、地域や市にとってより良い方向性を検討するため、学識経験者、地域住民などからなる懇談会を開催する。

## 2 構成員

役職	氏名	肩書
座長	服部 敦	市政アドバイザー・中部大学教授
委員	生田 京子	名城大学建築学科准教授
〃	岡本 肇	中部大学中部高等学術研究所講師
〃	水谷 芳彦	春日井市区長・町内会長連合会 藤山台中学校区 代表 (藤山台特別分譲住宅東町内会会長)
〃	山下 昭範	藤山台中学校 P T A 会長
〃	山田 竜二	藤山台小学校 P T A 会長
〃	宮本真樹子	西藤山台小学校 P T A 会長
〃	川田 和美	藤山台地区社会福祉協議会長
〃	前川 広	春日井市企画政策部長

## 春日井市藤山台中学校区旧小学校施設活用検討懇談会設置要綱

### (設置)

第1条 統合後に余剰となる藤山台小学校（旧藤山台東小学校）及び西藤山台小学校の施設等の円滑な利用を図るとともに、藤山台中学校区における地域の活性化を推進するため、藤山台中学校区旧小学校施設活用検討懇談会（以下「懇談会」という。）を置く。

### (意見を求める事項)

第2条 懇談会において意見を求める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 統合後の藤山台小学校及び西藤山台小学校の施設等の利活用に関する事項
- (2) その他市長が必要と認める事項

### (委員)

第3条 懇談会は、委員10人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が依頼する。

- (1) 春日井市市政アドバイザー
- (2) 優れた識見を有する者
- (3) 藤山台中学校区の住民を代表する者
- (4) 春日井市企画政策部長
- (5) その他市長が必要と認める者

3 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

### (座長)

第4条 懇談会に、座長を置く。

2 座長は、春日井市市政アドバイザーとする。

3 座長は、懇談会を代表し、会議を進行する。

### (会議)

第5条 懇談会の会議は、座長がその会議の議長となる。

2 懇談会は、必要があると認めるときは、委員以外の者を出席させ、説明又は意見を聴くことができる。

### (庶務)

第6条 懇談会の庶務は、企画政策部企画政策課において処理する。

### (その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、懇談会の運営について必要な事項は、市長が定める。

## 附 則

この要綱は、平成26年12月25日から施行する。